

# 住民税(市・都民税)の 税率が変わります

税源移譲

国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源が移譲されることにより、平成19年度から個人住民税の納税額が変わります。税源移譲は、地方団体が自主的に財源の確保をすることで、自主性を発揮し、より身近な行政サービスを効率よく実施できるようにするため行われるものです。

〔問い合わせ〕課税課

**税率は変わりますが税額の合計は変わりません**

平成18年度分までは所得の額によって3段階に異なっていた個人住民税所得割の税率が、一律10%になります。

これによって所得割の税額が多くなる場合個人住民税は増えますが、所得税が減るため、基本的に税負担は変わりません。国税(所得税)と地方税(住民税)との合計で税負担が変わらないようになっています(表参照)。

**新設 市・都民税に調整控除を**

個人住民税と所得税では、人的控除額に差があります(表参照)。従って同じ収入金額でも個

|                |   |
|----------------|---|
| 課税所得金額が200万円以下 | (イ)と(ロ)のいずれか小さい額の5%<br>(イ) 所得税との人的控除額の差の合計額<br>(ロ) 市民税・都民税の課税所得金額     |
| 課税所得金額が200万円超  | {人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}の5%<br>ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする |

※原則として分離所得は対象外

**■独身の場合(例示)**

| 給与収入    | 税源移譲前(単位:円) |          |           | 税源移譲後(単位:円) |          |           | 負担増減額 |
|---------|-------------|----------|-----------|-------------|----------|-----------|-------|
|         | 所得税         | 個人住民税    | 合計        | 所得税         | 個人住民税    | 合計        |       |
| 300万円   | 12万4,000    | 6万4,500  | 18万8,500  | 6万2,000     | 12万6,500 | 18万8,500  | 0円    |
| 500万円   | 25万8,000    | 16万3,000 | 42万1,000  | 16万0,500    | 26万0,500 | 42万1,000  | 0円    |
| 700万円   | 47万4,000    | 30万7,000 | 78万1,000  | 37万6,500    | 40万4,500 | 78万1,000  | 0円    |
| 1,000万円 | 96万6,000    | 55万3,000 | 151万9,000 | 86万8,500    | 65万0,500 | 151万9,000 | 0円    |

**■夫婦十子2人の場合(例示)**

| 給与収入    | 税源移譲前(単位:円) |          |          | 税源移譲後(単位:円) |          |          | 負担増減額 |
|---------|-------------|----------|----------|-------------|----------|----------|-------|
|         | 所得税         | 個人住民税    | 合計       | 所得税         | 個人住民税    | 合計       |       |
| 300万円   | 0           | 9,000    | 9,000    | 0           | 9,000    | 9,000    | 0円    |
| 500万円   | 11万9,000    | 7万6,000  | 19万5,000 | 5万9,500     | 13万5,500 | 19万5,000 | 0円    |
| 700万円   | 26万3,000    | 19万6,000 | 45万9,000 | 16万5,500    | 29万3,500 | 45万9,000 | 0円    |
| 1,000万円 | 68万8,000    | 44万2,000 | 113万     | 59万0,500    | 53万9,500 | 113万     | 0円    |

※夫婦十子2人の場合、子供のうち1人が特定扶養家族に該当するものとしています。  
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。控除額により税額が異なります。

**例) 給与収入500万円 夫婦と子供2人の場合**

|       |   |       |         |          |                                     |
|-------|---|-------|---------|----------|-------------------------------------|
| ▽給与所得 | 346万円…①   | ▽控除額計 | 227万円…② | ▽課税所得    | 119万円…③=①-②                         |
| 所得税控除 | 社会保険料控除 50万円<br>配偶者控除 38万円<br>一般扶養 38万円<br>特定扶養 63万円<br>基礎控除 38万円 | ▽控除額計 | 194万円…④ | ▽課税所得    | 152万円…⑤=①-④                         |
|       |   |       |         | 移譲前所得税   | ③×10% = 11万9,000円 → 上表参照            |
|       |   |       |         | 移譲前個人住民税 | ⑤×5% = 7万6,000円 → 上表参照              |
|       |   |       |         | 移譲後所得税   | ③×5% = 5万9,500円 → 上表参照              |
|       |   |       |         | 移譲後個人住民税 | ⑤×10% - 1万6,500円 = 13万5,500円 → 上表参照 |

↓  
(人的控除の差額)

**定率減税の完全廃止**

景気回復対策の一環として行われてきた定率減税(平成18年度は廃止に伴う経過措置として住民税の7.5%、最大2万円)は平成19年度に完全に廃止されます。

**老年人に対する非課税措置の廃止に伴う減税額が縮小**

老年人に対する非課税措置は平成17年度をもって廃止されま

した。ただし、廃止に伴う経過措置として、昭和15年1月2日以前に生まれた方で所得が125万円以下の方は、平成19年度は、均等割額は市民税3,000円が2,000円に、都民税1,000円が600円に減額し、所得割額は3分の1相当額が控除(減額)されます。平成20年度からの減額はありませ

なお、条件に該当する方は、経過措置として平成18年度は3分の2相当額が控除されていますが、今回の税制改正により、税率が5%から10%に変更および控除額が3分の2から3分の1となることにより、税額が大幅に上昇します。

**国民健康保険医療費通知を12月中に送付します**

寝たきり高齢者等に障害者控除が適用されます

次のすべてに該当する方は、31日(前6カ月以上寝たきり) 所得税・住民税の障害者控除 または認知症で日常生活に支障のある方▽障がい者に準ずる判定された方

5)▽基準日(平成18年12月) 〔問い合わせ〕高齢福祉課

被保険者の方の健康づくりの参考として、12月中に医療費通知をお送りします。

この通知書は、受診された医療費のお知らせで特に手続を要するものではありません。

また、柔道整復師(接骨師)の施術を受けた方で、10月中に市へ請求のあった医療費の額は、平成19年1月中に別の通知書でお知らせします。

〔問い合わせ〕保険年金課

**都民住宅(東京都施行型)の入居者募集**

都民住宅は、中堅所得者向けの賃貸住宅で、入居時に保証金(使用料2カ月分の敷金)が必要で収入・住宅によって、家賃補助があります。

※所得基準が都営住宅と異なりますので、ご注意ください。

〔募集案内の配布期間〕12月1日(金)~11日(月)(土・日曜日を除く)

〔配布場所〕産業生活課、都庁、区・市役所、町・村役場、東京都住宅供給公社募集センター・各窓口センター。

なお、2日(土)・3日(日)・9日(土)・10日(日)は、午前9時30分から午後5時まで都庁第一本庁舎1階(東京観光情報センター)および東京都住宅供給公社募集センターで配布します。

〔申し込み〕14日(木)までに、あき家の申し込みは郵送で、募集センター必着。

先着順受付は募集センターで直接受け付け。

〔問い合わせ〕産業生活課または東京都住宅供給公社募集センター ☎(3498) 894 (土・日曜日を除く)